

市民税・県民税申告受付 相談が始まります

▼問い合わせ先 税務課市民税係（☎内線153、154）

期 日	会 場	時 間
2月17日(月)	末崎町ふるさとセンター	10:00～15:00
2月18日(火)	末崎町ふるさとセンター	10:00～12:00
2月19日(水)、20日(木)	三陸公民館	10:00～15:00
2月21日(金)	三陸公民館	10:00～12:00
2月25日(火)～3月14日(金) ※土曜・日曜・祝日を除く	シーパル大船渡	10:00～15:00
3月17日(月)	シーパル大船渡	10:00～12:00

※市役所本庁舎での申告受付相談は、昨年度からシーパル大船渡に会場を変更しています。

※どの会場でも申告できます。

■申告書を送付する人

令和7年1月1日現在、大船渡市に住民登録している18歳以上の人で、前年度に大船渡市で市民税・県民税の申告をした人（確定申告を除く）

※申告書が送付されなくても、必要な人は申告してください。

※申告書、附表、申告の手引きは、市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

■パソコンやスマートフォンから申告書が作成できます！

市ホームページの「住民税試算システム」を使って、

パソコンやスマートフォンから申告書の作成などが行えます。手順に従って必要事項を入力するだけで、複雑な控除などが自動で計算されます。ぜひご利用ください。



住民税試算システムの詳しい操作方法はこちら

※住民税試算システムへの入力だけでは申告は完了しません。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出ください。

■提出方法

① 郵送

② 市役所窓口へ提出

本庁税務課市民税係、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

③ 申告受付相談会場へ提出

※会場の混雑の緩和のために、申告の手引きに記載例がありますので、自宅などで作成し、郵送での提出にご協力ください。

※譲渡所得などの複雑な計算が必要な申告の場合、

税務署での申告を案内することがあります。

■提出期限 3月17日(月)

■申告相談に必要なもの

- ① 給与や公的年金などの収入がある人 ↓ 給与や公的年金などの源泉徴収票
- ② 営業、農業、不動産などの収入がある人 ↓ 収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料
- ③ 各種控除の適用を受ける人 ↓ 生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
- ④ 通帳など口座番号が確認できるもの
- ⑤ 申告書と扶養親族のマイナンバー（個人番号）と、申告者の本人確認書類《本人確認書類の例》

- ・マイナンバーカードがある人：マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードがない人：次の2点を持参ください。

- (1) 通知カード、マイナンバーが記載された住民票

の写し

(2) 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※必要な書類がないと申告の受け付けができない場合がありますので、ご注意ください。

■収入がなくても申告が必ず必要な場合

令和6年中に収入がない場合でも、市民税・県民税の申告をしないと、国民健康保険税の軽減が適用されなかったり、保育料の算定などに影響があったりします。また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要です。

■公的年金などの受給者の皆さんへ

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。

※各種控除を適用し、所得

税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合があります。

適用については、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

■次の場合は、税務署での申告が必要です

- ・青色申告をする場合
- ・初めて住宅借入金等特別控除の申告をする場合
- ・雑損控除を申告する場合

■確定申告が必要な皆さんへ

大船渡税務署では、確定申告の申告書作成会場を開設します。

▼期間 2月17日(月)～

3月17日(月) ※土曜・日曜・祝日を除く

▼時間 午前9時～午後5時
入場には、入場整理券が必要です。整理券は会場で

の当日配布と、LINEからの事前発行があります。

詳細は、国税庁ホームページを確認ください。

※整理券の配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

※ご自身のスマートフォン、マイナンバーカードや「令和6年分確定申告のお知らせ」をお持ちの人は会場に持参ください。

※スマートフォンとマイナンバーカードを持参した人は、スマートフォンから申告書を作成し、e-Taxで提出いただきます。この際、マイナンバーカードに設定した利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）と、署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要になりますので、メモなどに控えて事前に用意してください。



国税庁ホームページ

忘れずに納めましょう！

- ▶ 1月31日(金)が納期限の市税などは、下表のとおりです。
- ・国民健康保険税(第7期)
- ・介護保険料(第7期)
- ・後期高齢者医療保険料(第7期)
- ▶ 口座振替日は、1月27日(月)です。口座振替を利用している皆さんは、1月23日(木)までに納税通知書などに記載された税額と、口座の残高を確認ください。

- ▶ 納付は便利で簡単、安心な口座振替を推奨します！

- 便利** 金融機関などへ納付に行く手間なし！
- 簡単** 一度の手続きで翌年度以降も自動継続！
- 安心** 納期限ごとの自動引き落としで納め忘れなし！

- ▶ 納期限までの納付が困難な人は、税務課収納係まで相談ください。

- ▶ 問い合わせ先 = 税務課収納係（☎内線157、158、161）



納期限、納付方法についてはこちらをご確認ください

▼確定申告に関する問い合わせ先 大船渡税務署

（盛町字下館下7-22）
☎ 26・3481